

国不建推第103号  
国不国第96号  
令和8年2月9日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局

建設業課長

国際市場課長

### 「特定技能制度等に関する下請指導ガイドライン」の改訂について

我が国の建設業においては、人口減少・少子高齢化による入職者の減少により、今後、担い手不足が生じるおそれがあることから、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお生じる人手不足について、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」に基づき、特定技能外国人の受入れを行っており、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを図る観点から、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任について明確化した「特定技能制度に関する下請指導ガイドライン」を策定し、運用しているところです。

昨今、特定技能外国人を含め、建設業において外国人材が増加していることを踏まえ、改めて、建設現場での適正な施工をはじめ、元請企業による下請指導等を通じた事業の適正化を図ることにより、外国人材の受入れの一層の適正化及び円滑化や外国人との秩序ある共生を推進することが重要なものとなっております。

これらを踏まえ、元請企業には、請け負った建設工事において、下請企業に対し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等に加えて、公衆災害防止や就労制度の観点も含め関係法令等を遵守した適正な工事の実施、地域との良好な関係を構築し地域に信頼される建設業としての行動等についても、指導・助言その他の援助を行うことが、その役割と責任として期待される旨の改正を行いました。

また、こうした元請企業の役割と責任についての考え方は、特定技能外国人以外の外国人材を受け入れる場合も該当するものであることから、請け負った工事において外国人材を活用する場合は、下請企業に対して、上記の指導・助言その他の援助を行うよう努めることが必要である旨を追記する等の改正を行いましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知していただけますよう、お願ひいたします。